

証券コード 7649

平成29年5月1日

株主の皆様へ

愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4  
スギホールディングス株式会社  
代表取締役会長 杉 浦 広 一

**『第35回定時株主総会招集ご通知』提供書面一部ウェブ開示ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、株主の皆様には、本日付で『第35回定時株主総会招集ご通知』（以下「招集ご通知」といいます。）を発送いたしておりますが、事業報告の「会社の体制および方針」ならびに連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、招集ご通知への記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することといたしております。

つきましては、該当事項を次頁以降に記載しておりますので、招集ご通知とともにご高覧くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## (5) 会社の体制および方針

### ① 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会決議により、次のとおり「スギ薬局グループ 内部統制システムの基本方針」を定めております。

#### スギ薬局グループ 内部統制システムの基本方針

当社および当社子会社（以下「スギ薬局グループ」という。）は、「社員一人ひとりの<sup>しあわせ</sup>幸福、お客様一人ひとりの<sup>しあわせ</sup>幸福、そして、あらゆる人々の<sup>しあわせ</sup>幸福を願い、笑顔を増やします」という経営理念を掲げ、その実践を通して広く地域社会へ貢献することを基本理念としております。また、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定と、より透明性の高い公正で効率的な経営の実現を、コーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。

スギ薬局グループは、この基本理念のもと、コーポレート・ガバナンスおよび財務報告の信頼性の充実・強化のため、次のとおり内部統制システムの基本方針を定めます。スギ薬局グループは、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) スギ薬局グループは、スギ薬局グループの業務に従事するすべての役員および社員（アルバイト、パートタイマー、契約社員、派遣社員、出向社員を含む。以下同じ。）の行動規範として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、また、「コンプライアンスポケットマニュアル」を携帯することにより、各自がその業務執行にあたりこれを遵守するよう指導・徹底します。
- (2) リスク委員会を設け、スギ薬局グループ内におけるコンプライアンス体制の構築・浸透を図るとともに法令・定款等に違反する行為に対処します。
- (3) 監査室は、内部監査規程に基づき、職務の遂行状況についての監査を実施します。
- (4) スギ薬局グループは、内部通報制度を設け、リスク・法令違反などの情報を受け付け、適正な是正措置を講じます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内諸規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク委員会を設け、スギ薬局グループの業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクに関する管理体制の構築、維持、向上を推進します。
  - (2) 不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害等の拡大を防止し損害等の極小化を図ります。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 持株会社および事業子会社の機能に沿った分権により、意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等において経営目標を明確にし、適宜その達成状況を検証し、必要に応じて対策を講じます。
  - (2) 業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの業務執行における責任者およびその責任、手続の詳細について定めます。
5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、グループ会社管理規程に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行います。
  - (2) 監査室は、スギ薬局グループの業務の適正性のモニタリングを行います。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置することとします。
  - (2) 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) スギ薬局グループの役員および社員は、必要と判断したときは、重要な業務執行に関し、監査役に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務遂行に関する帳簿・書類等の提出や、状況説明を行うものとします。
  - (2) 監査室は、監査役と密接な連携を保ち、コンプライアンスおよびリスク管理の状況について適宜報告を行います。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役が、必要に応じ顧問弁護士等外部専門家と連携を図る機会を確保することとします。
  - (2) 取締役は、監査役と随時に意見交換し、監査の実効性確保に努めるものとします。
  - (3) 監査役は、月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
監査室は、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正があればこれを勧告します。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制  
反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当・不法な要求は排除します。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取り対応します。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「スギ薬局グループ 内部統制システムの基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
  - (1) スギ薬局グループの業務に従事するすべての役員および社員の行動規範としての「コンプライアンスマニュアル」に基づき、各自がその業務執行にあたりこれを遵守するよう指導・徹底しました。

- (2) 監査室は、内部監査規程に基づき、職務の遂行状況についての監査を実施しました。
- (3) 内部通報制度により情報提供を受けたリスク・法令違反などの情報に対し、適正な是正措置を講じました。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況  
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内諸規程に基づきその保存媒体に応じて検索性の高い状態で保存・管理しました。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況  
リスク管理委員会を開催し、スギ薬局グループの業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクに関する管理体制の構築、維持、向上を推進しました。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
  - (1) 事業計画等において経営目標を明確にし、適宜その達成状況を検証し、必要に応じて対策を講じました。
  - (2) 業務執行における責任者およびその責任、手続の詳細について定める業務分掌規程、職務権限規程の見直しに取り組みました。
5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
  - (1) 子会社の経営管理は、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行いました。
  - (2) 監査室は、スギ薬局グループの業務の適正性のモニタリングを行いました。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況  
平成28年6月より、監査役の職務を補助する使用人を配置しました。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況
  - (1) スギ薬局グループの役員および社員は、監査役に対し、重要な業務執行に関し適宜報告を行うとともに、必要に応じ業務執行に関する帳簿・書類等の提出や状況説明を行いました。
  - (2) 監査室は、監査役と密接な連携を保ち、コンプライアンスおよびリスク管理の状況について適宜報告を行いました。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
  - (1) 監査役は、必要に応じ弁護士等外部専門家と連携を図っております。
  - (2) 取締役は、監査役と随時に意見交換し、監査の実効性確保に努めております。
  - (3) 監査役は、月1回監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行いました。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況  
監査室は、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正があればこれを勧告しております。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況  
反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当・不法な要求は排除しております。

### ③ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した配当の継続を基本に、業績および配当性向等ならびに今後の事業展開に備えるための内部留保を総合的に勘案して剰余金の配当等を決定しております。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金を1株当たり25円とし、支払開始日を平成29年5月24日とすることを平成29年4月11日開催の取締役会において決議しております。平成28年11月に1株当たり25円の間配当金をお支払いいたしましたので、年間配当金は1株当たり50円となります。

内部留保資金につきましては、競争が激化する薬局・ドラッグストア業界で勝ち残るために、M&Aを含めたあらゆる成長の機会を迅速に捉えるとともに、積極的な店舗展開や、それをサポートする営業・内部管理体制の構築、および「地域医療対応型ドラッグストア」を實踐できる有能な社員の育成のために活用し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

### ④ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および連結子会社の名称

イ. 連結子会社の数…………… 2社

ロ. 連結子会社の名称……………株式会社スギ薬局  
スギメディカル株式会社

② 非連結子会社の名称等

イ. 非連結子会社の名称……………スギスマイル株式会社  
スギネット株式会社

ロ. 連結の範囲から除いた理由…非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社

イ. 非連結子会社の名称……………スギスマイル株式会社  
スギネット株式会社

ロ. 持分法を適用しない理由……持分法非適用会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### 2) たな卸資産

イ. 商品……………売価還元低価法

ただし、調剤薬品及び物流センター保管商品については総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定率法（ただし、当社の平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～39年

ロ. 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

##### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

###### 1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### 2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。



⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の期間費用としております。

ロ. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物及び構築物	102百万円
② 担保に係る債務	長期預り保証金	169百万円
	長期前受収益	23百万円
	計	192百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 40,848百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	63,330,838株	—	—	63,330,838株

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,072株	388株	—	16,460株

(注) 普通株式の自己株式の数の増加388株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年4月5日取締役会	普通株式	1,582	25	平成28年2月29日	平成28年5月27日
平成28年9月26日取締役会	普通株式	1,582	25	平成28年8月31日	平成28年11月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年4月11日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,582	25	平成29年2月28日	平成29年5月24日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、全額自己資金を充当しております。

一時的な余資を含めた資金運用については、主に短期的な預金・譲渡性預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に合同運用指定金銭信託、金融機関に対する譲渡性預金、業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託であります。業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託は市場価値の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて90日以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク

社内規程に従い営業債権及び差入保証金については、与信管理担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ロ. 市場リスク

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスク

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様であります。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価値の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	66,425百万円	66,425百万円	－百万円
(2) 売掛金	15,208	15,208	
(3) 有価証券及び投資有価証券	15,171	15,171	－
(4) 長期貸付金	14		
貸倒引当金(*)	△4		
	10	10	－
(5) 差入保証金	17,442	16,443	△998
資産計	114,258	113,260	△998
(1) 買掛金	48,661	48,661	－
(2) 未払法人税等	1,897	1,897	－
負債計	50,559	50,559	－

(\*) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、公表されている基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

合同運用指定金銭信託等については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、財務内容等を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積額を控除した金額をもって時価としております。

#### (5) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### (1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社株式(連結貸借対照表計上額20百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)及び投資事業有限責任組合への出資金(連結貸借対照表計上額130百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,349円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	236円08銭

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（リース資産を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
  - 建物…………… 8～39年
  - 構築物…………… 10～20年
- ② 無形固定資産……………定額法  
（リース資産を除く）  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ 長期前払費用……………定額法

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ロ. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

## (5) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

## 2. 損益計算書の表示に関する事項

「売上総利益」は「売上高」から「売上原価」を控除した金額を示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	102百万円
	構築物	0百万円
	計	102百万円
② 担保に係る債務	長期預り保証金	169百万円
	長期前受収益	23百万円
	計	192百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 28,595百万円

### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	46,976百万円
短期金銭債務	4,804百万円

### (4) 取締役および監査役に対する金銭債務

短期金銭債務	35百万円
長期金銭債務	614百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	24,553百万円
営業収益	19,402百万円
販売費及び一般管理費	84百万円

営業取引以外の取引による取引高 12百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,072株	388株	—	16,460株

(注) 普通株式の自己株式の数の増加388株は、単元未満株式の買取りによるものであります。



## 6. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産（流動）

未払事業税	120百万円
その他	63百万円
合計	183百万円

#### 繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	119百万円
長期未払金	184百万円
資産除去債務	1,248百万円
関係会社株式評価損	640百万円
減価償却超過額	964百万円
減損損失	535百万円
その他	390百万円
小計	4,082百万円
評価性引当額	△1,224百万円
合計	2,858百万円

#### 繰延税金負債（固定）

長期前払家賃	△235百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△619百万円
会社分割に伴う関係会社株式	△709百万円
その他有価証券評価差額金	△35百万円
その他	△20百万円
合計	△1,619百万円

繰延税金資産の純額	1,422百万円
-----------	----------

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは賃貸用の建物であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4.	科 目	期末残高 (注) 4.
子 会 社	株式会社スギ薬局	所有 直接100	店舗設備の賃貸、 業務受託及び資金 の貸借等 役員の兼任	不動産の賃貸 (注) 1. ②	23,218	—	—
				経営管理料 (注) 1. ③	8,601	売 掛 金	713
				購買支援 (注) 3.	—	未 収 入 金 未 払 金	45,187 2,753
				資金の借入 (注) 1. ① 2.	11,231	関 係 会 社 短 期 借 入 金	4,781

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。
- ② 不動産の賃料については、近隣の地代・取引実勢に基づいて決定しております。
- ③ 経営管理料については、各子会社への役務提供割合に応じて費用負担額を決定しております。
2. 資金の貸借については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
3. 購買支援については、グループ共同仕入の決済業務を行っており、債権債務のみ発生しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,255円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 258円42銭   |